

平成30年度第3回印西クリーンセンター環境委員会

会議録（概要版）

1. 期 日 平成30年12月 1日（土）午前10時から12時まで
2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 委員出欠状況
☆甲（9名中 8名出席）☆乙（27名中 17名出席）☆傍聴者 1名 ☆事務局 2名

会議次第

1. 開会
2. 議長選出（甲側委員）
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
- (1) 印西クリーンセンター操業状況について
- (2) 次期中間処理施設整備事業の進捗について
- (3) 印西地区ごみ処理基本計画の策定状況について
- (4) 自治会からの質問事項の回答について
- (5) 平成30年度第2回環境委員会質問（未回答）事項について
5. その他
6. 閉 会

配付資料

- ・平成30第3回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・平成30年度搬入車両数と搬出車両数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告・・・・・・・・・・・・・・（資料2）
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗について・・・・・・・・・・・・・・（資料3）
- ・印西地区ごみ処理基本計画の策定状況について・・・・・・・・・・・・・・（資料4）
- ・自治会側からの質問事項の写しについて・・・・・・・・・・・・・・（資料5）
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書・・・・・・・・・・・・・・（資料6）
- ・平成30年度第2回環境委員会質問（未回答）事項・・・・・・・・・・・・・・（資料7）
- ・平成30年度印西クリーンセンター周辺臭気調査業務報告書・・・・・・・・・・（別 冊）

4. 議 事

議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

表－1）平成30年8月～平成30年10月ごみ搬入量、焼却量

- ・平成30年8月のごみ搬入量は4,045トン（うち事業系 1,110トン）、ごみ焼却量は3,329トン。
- ・平成30年9月のごみ搬入量は3,657トン（うち事業系 1,046トン）、ごみ焼却量は3,560トン。
- ・平成30年10月のごみ搬入量は4,390トン（うち事業系 1,212トン）、ごみ焼却量は3,430トン。

【平成30年度排出ガス測定、騒音・振動測定、悪臭物質測定、臭気濃度測定等】

表－2）排出ガス測定

- ・有害物質（ダイオキシン類 測定日平成30年7月25日）については、2号炉及び3号炉の測定を行いました、測定値については全て協定値の範囲内でした。

表－6）処理水の水質測定

- ・処理水の水質測定（測定日平成30年6月21日 ダイオキシン類）についての測定値は、全て規制値、協定値の範囲内でした。

表－7）大気測定仮設局舎による測定

- ・平成30年7月27日から8月27日の期間、木刈中学校の駐車場において測定しました。測定期間中、光化学オキシダントの1時間値が環境基準値を超えた日が25回ありました。光化学スモッグ注意報が発令された日が1日ありました。

表－9) ごみ質分析

- ・ごみ質分析（測定日平成30年8月15日）紙類40.8%、厨芥類16.7%、布類1.9%、草木類6.9%、プラスチック類24.9%、ゴム類0.3%、金属類1.7%、ガラス類0.3%、セト物、砂、石0.6%、その他5.9%です。水分38.4%、見掛比重が0.109kg/ℓ、低位発熱量については2,630kcal/kgでした。

【搬入車両数と搬出車両数】

（平成30年8月～10月搬入車両数）

- ・平成30年8月4,285台、9月3,592台、10月4,634台、4月から10月までの類計で28,876台、前年同期と比べ536台、1.89%の増となっています。

（平成30年8月～10月搬出車両数）

- ・平成30年8月152台、9月129台、10月167台、4月から10月までの類計で1,075台、前年同期と比べ123台、12.92%の増となっています。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告】

資料2をご覧ください。印西クリーンセンター放射性物質に関する報告です。今回、折れ線グラフの表示が限界に来ていましたので、A4横に表示を変更しております。焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近の10月で飛灰が467ベクレル、主灰は80ベクレルでした。排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回行っておりますが、これまで検出されたことはありません。

続いて、20ページをご覧ください。レイアウトは19ページと同様、A4横に変更しています。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の4地点の月平均値、クリーンセンターから見て一応東西南北という位置づけで4地点の月平均を載せております。直近の10月時の測定平均で一番高かったのは西側、第3地点の0.087マイクロシーベルトでした。

続きまして、21ページをごらんください。焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしております。平成30年10月末現在の搬出先及び処理量については、記載のとおりであります。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は一時保管を継続中でありま

【印西クリーンセンター周辺臭気について】

印西クリーンセンター周辺臭気についてご報告いたします。別冊になります資料をご覧ください。臭気に関する専門機関である「におい・かおり環境協会」がクリーンセンターの臭気測定を行った日と同じ7月19日に周辺臭気調査を実施しました。その結果を今回ご報告させていただきます。また、資料の最後になりますが、当日のクリーンセンターの操業の状況、特に測定時間中の焼却量、燃焼温度を記載しております。これは昨年度の同報告に際し、乙側委員より掲載するべきというご指摘がありましたので、今回掲載いたしました。

1ページをご覧ください。調査の概要です。印西クリーンセンター周辺での臭気の実態を把握するため、印西クリーンセンターとその周辺1.5キロメートルの範囲について、同協会の臭気判定士による臭気判定調査を実施しました。調査の実施内容ですが、昨年度と同じく1つ目として印西クリーンセンター排ガスの臭気判定、臭気の質や強さ、2つ目として印西クリーンセンター周辺の臭気判定、同じく臭気の質や強さなど、3つ目として周辺の臭気判定におけるマッピング、地図上に落とすものと印西クリーンセンター排ガス臭気との判定をまとめた報告となります。

2ページをご覧ください。印西クリーンセンターの排ガスの臭気判定になります。今年度は2号炉から試料を採取しました。調査内容は、記載のとおりです。判定方法ですが、臭いの強さに関しては6段階の臭気強度表に当てはめて判定するものです。表2-1になりますが、ゼロが無臭、3が楽に感知できる臭い、5が強烈な臭いといった6段階に分かれております。また、臭質いわゆる臭いの質に関しては、調査員3名が感じたままの臭いを表現するものです。3ページの表の2-2をごらんください。臭気強度の判定結果は判定員Aが3.0、判定員Bが3.0、判定員Cが3.5、3名の平均が臭気強度3.0という結果でした。臭いの質ですが、焦げ臭さではなく、3名ともに塩素のようなすっとした臭いであると表現しており、これは、調査開始の平成27年度から今年度まで同様な臭質となっています。

次に、4ページをご覧ください。印西クリーンセンター周辺の臭気判定になります。調査方法は、臭いの質と強さを周辺、いわゆる拡散された場所でどう感じるかという方法です。調査日時は同じく7月19日、調査地点は表3-1に記載しております。印西クリーンセンターの外周3カ所、図の3-1のA、B、C3地点と印西クリーンセンターの周辺、こちらについては昨年度と同地点の26地点を選定しました。次の5ページの図の3-2になります。印西クリーンセンター北側入り口地点の1番、棒状で印西クリーンセンターを表示してい

るところの1番から印西クリーンセンターの北東部、印西市和泉地区の26番まで、半径1,500メートルの範囲内で実施しました。調査項目と判定者については、測定地点における臭気強度と臭いの質と頻度について3名の調査員が判定し、記録します。また、同時に風向き、風速等の気象状況も測定しております。各地点で30秒間の測定を行い、評価しております。評価項目は、排ガスの臭気判定と同様、6段階臭気強度表示法になります。また、使用機材は表の3-3に記載しております。

7ページに県が設置した大気汚染常時監視測定局の当日におけるデータを、8ページに調査ポイントで測定した気象条件を記載しております。風向きの出現頻度に多少の違いがありますが、おおむね南西の風、気温は32度、風速4メートルでした。

9ページに印西クリーンセンター外周3地点の臭気測定結果、10ページに印西クリーンセンター周辺26地点の臭気測定結果を記載しております。

排ガス測定時に臭気調査員が感じた臭いの質である塩素臭を対象臭気とし、それ以外の臭いを非対象臭気に分別しました。表の3-6、印西クリーンセンター外周3地点の測定結果になります。表で左から測定地点、判定開始時刻、風向き、風速、対象臭気の臭気強度、出現頻度、非対象の臭質、臭気強度、出現頻度と表記しています。上段からナンバーA、印西クリーンセンター北側地点では、10時15分に判定開始、風向きは西です。風速3.5メートル、対象臭気の臭気強度はゼロの無臭でありました。出現頻度はなし、非対象臭気に関してもなしという結果でありました。次にナンバーBの西側地点、それからCの南側地点ということになります。対象臭気の臭気強度及び出現頻度は、表に記載のとおり、いずれもありません。非対象臭気も同様になしという結果でありました。

10、11ページをご覧ください。表3-7、印西クリーンセンター周辺26地点の判定結果になります。表の構成、記載方法は、前の表と同じです。左から測定地点、測定開始時刻といった記載になっております。ナンバー1からナンバー26までの測定地点において、対象臭気に関しては全て確認されませんでした。なお、非対象の臭質としては、5番の木刈小学校東側で草や草刈りの臭いとして、12番のアルカサルの中では車の排気ガス、たばこの臭い等が確認されております。

12ページをご覧ください。記録写真の3-1から17ページの写真3-29までは測定時の様子になります。

18ページをご覧ください。印西クリーンセンター外周3地点の臭質と臭気強度の判定結果を臭気マップとして図面にあらわしたものです。対象臭気がないことと非対象臭気もまばらであることから、単調な図面になってしまい、見づらいところはご了承願います。

19ページ、20ページをご覧ください。こちらは周辺26地点の結果をあらわしたマップとなっております。状況は18ページの記載と同様となっております。

最後に、21ページをご覧ください。第4章で、まとめとして記載しております。調査方法は例年どおりで、印西クリーンセンターの煙突から排出される原臭、もとの匂いを把握し、印西クリーンセンター周辺の臭気の実態把握を行いました。その結果、対象臭気は印西クリーンセンター周辺で感じられませんでした。一方、非対象の臭いは草木や排気ガス等が主でありました。

以上の調査結果から、今回の調査の条件下においては、印西クリーンセンターの煙突から排出される臭気の影響は確認できませんでした。

【質疑応答】

[乙委員]	<p>操業報告の5ページについて質問します。9月の焼却日数の中で、1号炉は1日から27日まで運転しています。2号炉は10日から30日運転していて、3号炉は1日から4日まで運転しています。5日から9日までは1号炉のみが運転していますが、1号炉は1日70トンぐらしか処理できないと聞いています。70トンの炉で5日から9日まで運転するということは、実際のごみ量は1日110トンから120トンあるので、1号炉1日では処理できない量になります。ごみピットにごみがたまってしまいます。どうしてそんな運転をしたのか、疑問がありますので教えてください。</p>
[甲委員]	<p>委員のご指摘のとおりその期間は、1号炉の単独運転になっています。3号炉は、その前から連続運転しておりまして、一度止めて点検の必要がありましたので、3号炉の定期点検を9月5日からは入りました。また、2号炉につきまして点検整備しておりまして、9月10日から焼却を開始しております。したがって、この9月5日から9日までは1号炉で焼却しております。</p>
[乙委員]	<p>今の説明ですと、3号炉が定期点検に5日から入っていたということですが、2号炉はなぜ6日から9日まで運転できなかったのですか。これは事前にわかっていたのに。1号炉の1炉運転はリスクがあると思います。1号炉は延命化工事もしていない炉なので、1号炉だけで運転するというのは良くないと思いますが、これはやむを得ない事情なのですか。</p>

[甲委員]	1号炉を単独運転した期間のごみピットの貯留量は、約500トンから700トンです。したがって、1号炉1炉で十分処理できるごみピット量と判断しております。
[乙委員]	ごみピットに余裕があるから1号炉運転でいだろうという判断ですか。
[甲委員]	そうです。
[乙委員]	本来は1号炉だけを単独で長く運転するというのはよくないと思います。疑問に思いますが、そういう事情なら理解します。
[乙委員]	21ページの灰の処分についてですが、前回の環境委員会で、埼玉の事業者での焼却灰と飛灰の資源化を東電の補助金がなくなったので、やめたという報告を受けました。確認ですが4月から8月までは実施し、9月からは完全にやめたということで理解してよろしいですか。
[甲委員]	ご質問のとおり、8月まで県外に出してはまして、9月からは全量最終処分場に運んでおります。
[乙委員]	了解しました。

議題（２）【次期中間処理施設整備事業の進捗について】

資料23ページの資料3です。今回は建設予定地の用地買収、アクセス道路の業務についてご報告いたします。

初めに、11月20日時点の建設予定地の買収等の状況ですが、買収予定面積26,125平方メートル、33筆についてですが、このうち買収済みが1万3,878平方メートル、25筆になります。買収率といたしましては、面積で53.1%、筆数の割合ですと75.8%になります。前回9月から1,678平方メートル、3筆の買収が完了しました。残りの12,247平方メートル、8筆は今年度中に買収の完了を予定しています

それから、物件補償については立木等の物件補償になりますが、補償進捗率（金額ベース）になりますが、51.5%の進捗になっております。前回から14.7%進捗が増えております。これは買収と同意地権者の補償ということになります。

2番目としまして、アクセス道路関係ですがこれは前回と変わりません。測量について確定測量を施工しています。それから予備設計の業務ですが、AとBとに2つに分けて事業を進めております。Aはルートを中心線を決定する業務です。こちらは完了をしています。また、予備設計Bということで用地の幅、杭の位置などの決定に向けて進めており、年度内に完了を見込んでおります。そのほかに今年度不動産鑑定等を行って翌年度から用地買収、それから道路の詳細設計等の業務に入っていく計画としております。

3番目としまして、埋蔵文化財調査の業務についてですが、こちらは建設予定地内の業務になります。11月22日に契約をしまして、現在発注をしたところでございますが、翌々年度までの3カ年をかけて業務を進めるということになっております。現地における調査業務、それから報告書の作成等の整理業務を行っていくこととしております。

4番目としまして、印西市の都市計画審議会への事業報告を平成30年11月15日に行いました。これは新たに設置するごみ焼却施設について、都市計画法による都市施設として都市計画決定をするために、その審議機関であります都市計画審議会に事業の経緯、それから今後のスケジュール等を説明したものです。

前回からの環境委員会からの進捗は以上ですが、計画どおり現在進めているという状況です。

【質疑応答】

[乙委員]	用地買収ですが、33筆のうち25筆が買収して、筆数でいうと残り8筆、割合でいうと24%。面積でいうと約47%未買収があるということで、たくさんの土地を持っている方が売ってくれないということなのかなと、これ難航しているのですか、大丈夫ですか。
[甲委員]	3筆の買収が残っているのですが、その中の2筆が山林ということで、大きな面積になります。面積の進捗率としては低い数字になっています。難航しているかということですが、そうではございません。これは税金の関係があり、年を越してから買収をすることで交渉いたしました。翌年の1月に契約をするということでお約束をしています。
[乙委員]	要は所有者が、今年中に売るよりは、税金の関係で来年の方が良いということですか。
[乙委員]	今の質問と関連しているのですが、要はこういうことだと思います。譲渡税の申告は売った翌年しなければならない。平成30年に売却したものは、翌年の3月に申告しなければいけない。平成31年1月にすれば、再来年でいいということですね。

[甲委員]	説明不足で申しわけございません。余り詳しくは個人的なこともございますので、説明が難しいのですが、買収を翌年にするることによって、ご本人の税金面でいいというお話がありました。組合とすれば年度内に完了すれば進捗に問題は無いということです。
[乙委員]	平成30年度は3月までであるということですね。それで全部完了するのですか
[甲委員]	はい。
[乙委員]	本体ですか。
[甲委員]	本体の用地になります。

議題（3）【印西地区ごみ処理基本計画の策定状況について】

資料24ページになります。印西地区ごみ処理基本計画の策定状況についてご説明をいたします。

計画の策定状況ですが、検討委員会を4月から6回開催しまして、現在印西地区ごみ処理基本計画の案ということで11月15日から明日までになりますが、パブリックコメントを皆様から意見募集をしています。

計画の概要でございますが、計画期間は、2033年度を目標年度、15年間を計画期間として計画を策定しています。これまでのごみ処理の中で課題が出ております。主なものを紹介させていただきますと、ごみ処理排出量につきましては、人口等の増加あり、総量として家庭系の可燃ごみが増えています。また、事業系のごみについても、年々増えているというような状況がここ5年間にあります。また、皆様ご存じのとおり中間処理施設、現クリーンセンターについては操業から多くの年数がたち、老朽化している状況にあることを計画で課題として把握をしております。

そういうところを踏まえた、ごみ処理基本計画の位置づけになりますが、基本理念として「みんなでつくる循環型社会」～環境への負荷をかけない地域を目指して～という副題を基本理念といたしまして、基本方針は3つとなります。1つ目が継続可能な循環型社会の構築、2つ目が適正な循環型ごみ処理の推進、3つ目が住民・事業者・行政が協働でつくる循環型社会という、3つの方針を定めております。

目標として4つ掲げています。1番目が年間の総ごみ排出量を4万6,780トン以下、2番目として、家庭系ごみの排出原単位、1日1人当たりの排出量ということで406グラム以下、3番目として収集・集団資源物の排出量原単位ということで112グラム以上、それから4番目として事業系ごみの年間排出量を1万1,606トン以下ということで、15年後の目標を立てて計画を作成しているところです。

主な取り組み内容としましては、ごみ排出量の削減、近年叫ばれております食品ロスを減らすということなどを幾つか項目を掲げて、排出の量の削減を取り組み内容としております。また、ごみの分別によるリデュースやリユース、リサイクルの推進などのいわゆる3Rの推進を掲げております。また、今回は10年後に建設を予定しています次期中間処理施設の位置づけをしていますが、施設の規模については、既に計画を策定している施設整備基本計画において、1日当たり156トンの処理能力のある施設規模を見込んでおります。この検証を含めまして、今回のごみ処理基本計画のごみ処理推計量から、どのくらいの処理能力が必要かを検討することになっております。現在、計画を作成する中では156トンの同じ規模の処理能力が必要だということで計画に位置づけているところです。

今後の予定としましては、現在パブリックコメントをしております。皆様からいただいた意見を踏まえまして、翌年1月20日、検討委員会を開催いたしまして、こちらで計画案、それから答申の内容を協議していただいて、その後委員長から答申をいただくという予定をしております。その後、手続を経まして年度内に策定、それから公表をさせていただくというようなスケジュールとしております。

本日は、時間の都合により、計画案の内容については詳しくご説明できなくて申しわけございませんが、内容を組合のホームページに掲載しておりますので、ご覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【質疑応答】

[乙委員]	この環境委員会の1週間前に代表者会議をやっています。そのときにごみ処理基本計画(案)がホームページには掲載され、本文は100ページぐらいありまして、ダイジェスト版、概要版も31ページあります。それをじっくり見るというのは大変なので、できればそのダイジェスト版、概要版をコピーして配布してくれという要求をしました。検討しますということでしたが、ありませんでした。ちょっとがっかりしました。質問ですが、次期中間処理施設の1日の焼却能力が156トンですね。これは今と同じだという話なのですが、実際は家庭系のごみ搬出原単位を、15年後に406グラムしますという説明ですが、今日の資料の操業報告にもありますように、去年の1日1人当たりの平均で517グラムです。それをさらに20%減らす目標になっています。その目標が達成されるという前提で156トンの焼却炉を設計しようとしているのか、そこを教えてください。また、20%どうやって減らすのか。なかなか減らないのです。その話もごみ処理基本計画に載っているのか、教えてください。
[甲委員]	ごみの減量化につきましては、計画の策定委員の皆様から色々なご意見をいただいております。当然、皆様がすでに実践されていることも含め、ごみの水分を減し、食品ロスを無くすとか、紙ゴミの資源化等の様々な取組をしながら、1人当たりのごみ量を減量するということです。確かに厳しい数字であります。また、処理能力は総量ですので、人口を基に総量を算出し見込んでおります。人口も15年後は減少になります。
[乙委員]	人口は減るのか
[甲委員]	人口は7年後ぐらいから減っていくという推計が出ております。人口減によりごみの総量は減っていきます。その数字を見込んで総量が4万6,780トン。焼却するごみ量も減っていく推計の中で1日当たりの処理能力が156トンという数が導かれたということです。
[乙委員]	人口ですが2市1町で、この処理能力156トンの前提になる人口は何人なのでしょう。
[甲委員]	18万5,000人です。
[乙委員]	18万5,000人ですか。この処理能力156トンは何人を前提にしていますか。
[甲委員]	説明を訂正いたします。人口は18万6,000人ですので、そんなには減らないです。一度19万人を超えますが、そこから減っていきます。ごみ量としての人口の数字は今と変わらない数字になります。ですので、やはり1人当たりのごみ量を減らしていくというような施策をつくって減量していくということです。
[乙委員]	この焼却炉が運転するのは今から10年後、その10年間の間に一時19万人まで上がるけれども、それがあと10年後になると下がってくる。18万6,000人ですか、そういうことを予想して、決めた数字であるということに理解しているのですか。
[甲委員]	はい、そうです。
[乙委員]	昨今プラスチックの海洋汚染とかプラスチック汚染が、随分マスコミで騒がれています。このプラスチック汚染について組合としてどう対処するか。それはこの基本計画に載っているのでしょうか。
[甲委員]	まだ国からその辺の対応について、きちんと示されていません。国の施策をよく把握されている方が基本計画の委員長をしていただいております。国の計画を進める中の委員の方でもあるわけなのですが、その委員長さんの話では、国でもその施策が定まっていないので、当計画の中では国の方向性の決定を見て、対応をしていくというような表現にさせていただいております。プラスチックごみは当然、焼却させて、エネルギーに変えるというような議論もあるわけなのです。その辺の状況も計画書に書かせていただいております。国のプラスチック資源循環型戦略というようなことが打ち出されるということで聞いておりますので、そのへんも踏まえて対応していきます。
[乙委員]	状況によっては、プラスチックは全部燃やしてしまうということか、そこまでは決めていないのか
[甲委員]	そこは断定しておりません。現在はサーマルリサイクルというような表現で言われていますが、そちらについてはこの処理能力の中で対応できるということです。それを現段階で対応していくというような表現はしてございません。それを検討していくということで計画にうたっています。

[乙委員]	プラスチックについて、今日の新聞でプラスチックの製造関係協会が、現在92%のペットボトルの回収率を100%に上げるという方針が打ち出されたということが書いてありました。そのために自動販売機の横にペットボトルの回収するボックスは必ず置くという話でした。ペットボトルも何も全部燃やすという話になると、こういう世の中の向きと変わってこないかなと心配しているのですけれども、どうなのですか。
[甲委員]	先ほどもお話しさせていただいておりますが、国の方針により対応していく計画です。
[乙委員]	では、別な質問をします。プラスチックの処理について、国の方針が決まったらこの基本計画書は見直すのですか、かなり大きな問題だと思うのですが途中でも見直すのですか。
[甲委員]	計画につきましては、5年ごとに作成していますが、状況が大きく変化するときには計画を見直すということを書いています。
[乙委員]	はい、それなら安心です。

議題（４）【自治会からの質問事項の回答について】

質問１．環境は指定廃棄物の指定解除のルール件について

平成30年度第2回環境委員会において回答あったが、その後の進捗状況は。

【回答】

来年度実施に向けまして、環境省と実施内容などを相談し、現在進めております。

【質疑応答】

[乙委員]	実際に何をどうしようとしているのですか。具体的に教えてください。
[甲委員]	保管しております指定廃棄物を、さらに安全に保管する方法を今、環境省と相談しております。具体的には今週、環境省との打ち合わせがあり、ほかの事業所でドラム缶を二重詰めしているところの写真を見せていただきました。このような方法でやっていますといったことで説明を受けています
[乙委員]	それで、実際いつ決まるのですか。
[甲委員]	今年度中には方向性を定めて、来年度に指定廃棄物を安全に保管する対策をとりたいと考えております。
[乙委員]	その協議している内容が私たちに全くわかりません。どうやって安全にするかとか、そういう部分が私たちに全く伝わってこないです。環境省に相談していますという話をされますが、それでは周りにいる人たちは安心できないです。それにどうして公表するという立場にないのですか。
[甲委員]	もちろん公表は考えておりますが、まだ方向性が確定していません。確定しましたら、こういう方向で安全に保管するという内容を公表したいと思います。
[乙委員]	そうは言われても、指定廃棄物があるということを組合は公表していないではないですか。質問されてここにありますが。回答書のホームページのところ、かつては表示していましたけれども、今は保管している場所については何も公開していないですね。ホームページでは。それでこうやります、突然決まりましたと言われても非常に困ると思うのです。安心できない。
[甲委員]	保管の内容については現在環境省と話をしております。保管場所はここにあります。当然国が責任を持って管理し、管理方法についても国が決めることです。管理をするには経費もかかります。ドラム缶にして管理する方法を含めて、今環境省と検討しております。方法を決める中で、国は組合に対して管理を委託し、組合がそれを受託して実施をするということになります。来年度予算に向けて国は予算を取り、それを組合は予算編成に加えて来年度の準備を進めている状況です。進める中で、公表ということもあると思いますが、現在公表されていないという状況も含め、その方法について考えていきたいと思っております。

[乙委員]	だから、ちゃんと保管していますとか、以前はペDESTリアンデッキの下に保管していたものを別へ移しましたとか、そういうことを公表していませんね組合は。組合がするのではないと言うのかもしれませんが、印西市の収集センターに移して、その後時間が経過しているわけです。その後の処理はしていませんが、監視しているということだと思いますが、それにしてもあるものはあるとちゃんと書くべきだと思います。それをしないで、環境委員会の中で誰かが指摘しているからということではなくて、ちゃんとホームページに今はこうですと掲載してほしいです。新しい方法で保管するのなら、今協議をしているところです、いつまでにやる予定ですかを公表すべきだと思いますが。公表できない理由があるのですか。
[議長]	今のご質問については、何をどれくらいというのは資料の22ページに書かれていると思いますが、その他の情報が不足しているということでもよろしいでしょうか。
[甲委員]	それでは、管理方法の結果だけではなく、そのほかの公表の仕方をどうするかを含めて検討したいと思います。

質問2. 水銀対策の必要性について

平成30年度第2回環境委員会における回答で、「水銀は手分析で行う方針」が示され、その後「水銀自動計測器は採用しないということを組合として決定してほしい」と要望がだされたが、その後の進捗状況は

【回答】

水銀自動計測器の採用については、以前からお話をしていますが、設置維持費には多額の費用がかかり、物理的にも改造を要する大規模な工事となります。また、現在の自動計測器では粒子状水銀の測定ができないため、全水銀、これはガス状と粒子状になりますが基準値との検証ができません。全水銀の測定方法としては、県の説明会で手分析での実施をするように指示を受けています。自動計測器は常時監視でき、安心感を得られると思いますが、基準値との比較検証はできませんので、現在のところ設置する考えはございません。

【質疑応答】

[乙委員]	組合として決めていただきたいと言っているのですけれども、それはしないということですか。
[甲委員]	組合としましては、経費がかかるものは当然予算編成を経て事業を進めていくということになります。毎年度予算編成をしていく中で新たに事業を実施するというのであれば経費として予算書に掲載されます。この件につきましては、予算化を進めない、計上していないということで本年度まで進めてきておまして、それを正副管理者には予算書という形で提示をしており、予算説明でこれを直接説明したということはありませんが、予算書に計上した内容でやらせていただくということで、了解をいただき事業を進めているところです。当然議会にも予算を付して決めていただいた中で、事業を進めていくこととなりますので、組合としてはご理解をいただいて進めていると考えております。
[乙委員]	だから、毎年予算編成のときに入れていないからという話ではなくて、今後はやりませんと決めてほしいと言っているだけです。私に言わせればわけのわからないような説明になってしまうのかなど。やらないのなら、やりませんと決めてくださいと私は言っているのです。それを毎年予算書には書いてないから、実施しないということを言っていますが、正副管理者に予算書に計上していないから了解をいただいているというのは違うのではないかなと思います。
[甲委員]	今年度の予算編成を進めているところです。予算説明の際にご了解をいただこうと考えます。
[乙委員]	設置はしないのですね。
[甲委員]	組合の考えとしては、設置しないという形で管理者に提案をさせていただくことになるかと思えます。そこで判断をいただくことになるかと思えます。
[乙委員]	ちゃんと背景とかを説明していただきたいと思います。
[甲委員]	はい。

[乙委員]	<p>実際のガス状の率はそうたいしたことがないと思います。ここに書いてあることを、そのまま信じれば、まるで全水銀の割合の部分でガス状が占めているようにもとれます。そういうこと考えれば、ちょっと違うのかなと私は思います。あなた方は東京都清掃組合が今まで記録してきた排ガスに、水銀の自動分析器の結果を記載することが、おかしいと言っているように思います。</p>
-------	--

質問3. 表8)排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法について

平成30年度第2回環境委員会における回答では、排ガス中の水銀の協定値について、速やかに協議が始まるものと想定していたが、そのようなスケジュールになっていない理由は。

【回答】

重金属測定の測定方法ということですが、前回の質問でもあった水銀測定の公害防止協定書への掲載の仕方や水銀の規制値に対して、協定値をどのようにするかという協議を行いたいということでありましたが、遅れている理由はというご質問であります。

組合としても、もう少し早目に動ければよかったですのですが、遅れていることは十分肝に銘じており、申しわけなく思っております。遅ればせながら協定値についての今年度の1回目の打ち合わせとして、11月12日にアポイントのとり方が直近になってしまい、岩井委員1名との打ち合わせとなりました。そのときに、岩井委員からは環境省から出ている排ガス中の水銀測定方法、掲載方法についてのご意見がありました。今はJISO〇〇というのが多く記載されていますが、国から出ている告示第〇〇号という記載方法にすればという意見や近隣施設の状況を確認してほしいという要望がありました。まず、県内で主たる近隣の14の清掃工場に問い合わせをしまして、独自の規制値を設定しているかの状況を調査いたしました。電話での聞き取り調査です。県内14の中で3工場が国の規制値 $50\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ を下回る $30\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ を設定しているとの回答がありました。ほかの11工場は国の規制値とおりです。それぞれこの環境委員会のような形で住民側との協定を結んでいるかは確認できませんでした。その公害防止協定書の今後の予定として、次回の環境委員会第4回ぐらいで公害防止協定書の変更案を示せるよう、住民側代表と日程を調整し、内容を詰めていきたいと考えております。

【質疑応答】

[乙委員]	<p>今回、14の清掃工場に問い合わせをして、独自の規制値を設定しているかを調査したところ、3工場が国の規制値$50\mu\text{g}/\text{Nm}^3$を下回る$30\mu\text{g}/\text{Nm}^3$が設定されていると書いていますが、その3工場はどこですか。</p>
[甲委員]	<p>柏市の南部清掃工場、流山市、成田市です。</p>
[乙委員]	<p>その3工場は$30\mu\text{g}/\text{Nm}^3$に設定したか、理由については聞いていますか。</p>
[甲委員]	<p>なぜ30かという理由までは聞いておりません。ただし、30にしたのは、この4月に水銀の規制値が決まる以前から、30という設定で行っているということは確認しております。</p>
[乙委員]	<p>3工場ともそういうことですか。</p>
[甲委員]	<p>そうです。</p>

質問4. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録について

平成30年度第2回環境委員会で回答された、(1)検討項目の進捗状況は。また、平成30年度の水銀が掲載されていない理由は。

【回答】

維持管理に関する記録につきましては、様式変更を現在検討しています。来年1月末までには水銀を含めて公表できるように、ただいま準備しております。

質問5. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(排ガス)について

法第8条の4等の規定により、記録し、据え置かなければならないこととされている事項と同様に、当該事項の結果得られた日等に属する月の翌月の末日までに公表することに違反していると思われる。

【回答】

公表時期の認識不足がございました。今後は、4番の維持管理に関する記録にこの項目を加えて公表していきたいと思っております。なお、ホームページにあるこの(排ガス)につきましては、今後整理しまして、公表後に

削除したいと思います。

質問6. 工事完了と引渡し試験の結果の件について

平成30年度第2回環境委員会における回答で、次回の環境委員会までに、調査及び検討するとした件の進捗状況は。

【回答】

工事完了と引き渡し試験の結果です。平成30年度第2回環境委員会における回答で、次回の環境委員会までに調査及び検討するとした件の進捗状況です。

基準値は、プラントメーカーが設計時の基準ごみ質に対しまして保証している数値でありまして、基幹改良を行いました。焼却炉の性能はアップしていません。基準値は建設当時と同じになっております。協定値につきましては、法的な規制値などをもとに周辺地域の環境を考慮したもの、将来のごみ質の変化など、全ての条件下において守らなければならない値として、住民側、組合で協議して定めた値となっております。参考といたしまして、排ガスのばいじんの排出基準値（法令）、それから協定、それと保証基準値について記載してございます。今後は、住民側の代表者の方と協定値の見直し等について、先ほどの水銀の見直しを行いますので、そのタイミングで一緒に検討していきたいと思っております。

質問7. 機能検査と精密機能検査の実施状況について

平成30年度第2回環境委員会における回答で、機能検査と精密機能検査の実施状況と今後の予定について、次回の環境委員会までに調査及び検討するとした件の進捗状況は。

【回答】

機能検査は、毎年の定期点検で実施しておりまして、改善が必要なところを精査しまして、次回以降の定期修繕で対応していくこととしております。また、精密機能検査は3年間隔になりまして、焼却炉本体、機械設備及び電気設備等を検査、性能状況を調査しますので、その結果を踏まえて翌年度以降の定期修繕で対応していくこととしています。

【質疑応答】

[乙委員]	過去の部分についてと、今後の予定について示してほしいと書いたと思うのですが、その部分には触れられていなくて、こうですと書いてあるだけなので、それは違うのかなと思うのですが。
[甲委員]	具体的な資料を今日お持ちしておりますので、委員会が終わりましたら、ご覧になれるように準備しております。
[議長]	配布ではなくて、閲覧していただくということですか
[甲委員]	はい。ボリュームがありますので。
[乙委員]	そんな閲覧ではなくて、みんなにわかるように示してください。そのほうがいいでしょう。みんなが認識し、そういう検査をしなくてはいけないことがわかるわけだから、組合はちゃんとやっていますということを示すわけでしょう。
[甲委員]	検査結果はボリュームがありますので、どういうふうに皆さんにお示しできるか考えて、次回の環境委員会で示したいと思っております。
[甲委員]	どういったものを具体的に皆さんにわかりやすく提示したらよいかという部分では、検査結果がかなりのボリュームがあるというようなこともございますので、改めてご相談させていただきながら、お時間いただいて、お話をお聞かせいただければと思いますのでよろしくお願ひします。
[乙委員]	わかりました。

質問8. 印西市一般廃棄物処理概要について

1 事業系一般廃棄物にし渣を含むと言うことは、過去に提示・協議・了承されたか。

2 平成30年度印西地区衛生組合の一般廃棄物処理計画書には、し渣の処分量10.8tと記載されているが、印西地区環境整備事業組合は既知で当組合の実施計画に含まれているか。

3 平成30年度第2回環境委員会における回答で、印西市一般廃棄物処理概要での、し渣の処理工程の変更による影響についての回答は不十分である、誠実な回答を求める。

【回答】

前回の第2回環境委員会でもあったご質問であります。3つに分かれます。1番目として、事業系一般廃棄

物に印西地区衛生組合から搬出されるし渣、し尿処理施設から来るし渣を含むということは、過去に提示、協議、了承されたかという第1の質問です。

これに対して回答です。印西市で作成している印西市一般廃棄物処理概要や印西地区衛生組合の一般廃棄物処理計画内では、ご指摘のし渣が明記され、その10.8トン分の搬出は事業系一般廃棄物として搬入する旨が明記されておりますが、それに関して当組合や当委員会において提示や協議を実施したことはありません。

2番目のご質問として、30年度の印西地区衛生組合の一般廃棄物処理計画書には、今申し上げたようにし渣の処分量10.8トンと記載されていますが、印西地区環境整備組合ではそれは知っての上で、当組合の実施計画に含まれているかというご質問です。

事業系一般廃棄物の通常の流れとしては、その搬入許可は一応1年更新ということで、その都度年間予定数量や収集箇所を提示してもらっており、し渣を搬入している栄町の収集業者は、印西地区衛生組合以外にはほかに65カ所に及ぶ事業系一般廃棄物を搬入しています。収集運搬を業としている同様な業者が組合管内には21社あり、おのおの50から200カ所の範囲で搬入しています。このような状況の中で、印西市と印西地区衛生組合の処理計画には、し渣10.8トンが明記されているところではありますが、当印西クリーンセンターへの事業系一般廃棄物としてはほんの一部と考えており、あえてし渣をピックアップして当組合の実施計画に記載する考えはありません。また、し渣の搬入は印西地区衛生組合みずからが行うのではなく、前段のとおり栄町の委託業者が搬入しており、同社から提出された収集予定箇所に明記されております。よって、し渣10.8トンは全体計画量の1万2,515トンに含まれております。

3番目として、印西市の一般廃棄物処理概要で、し渣の処理工程が変更になっていますが、その影響についての回答が不十分でありました。誠実な回答を求めるというご質問です。

3番目の回答になりますが、改めてフロー図を精査したところ、し渣と汚泥に分離する機械に変更したため、必然的に処理工程のフロー図も変更となりました。当印西クリーンセンターにはし尿等から汚泥と分離、脱水したし渣、いわゆる紙とか繊維等のみが搬入されており、フロー図では油脂分離した汚泥も矢印で当センターに持ち込みできるよう図示されていますが、実際のところその汚泥は全て資源化施設で堆肥にしています。旧処理フローのときでも、当該汚泥の持ち込みはありません。上記のとおり、し渣の中身は紙や繊維等ということで、通常の可燃ごみと考えており、当印西クリーンセンターにおける焼却処分に悪影響はないものと思っております。また、し渣の搬入は年々減少傾向にあることを印西地区衛生組合より確認しております。各年度の25年度からのし渣の搬入量はここに記載のとおりであります。フロー図が添付できなかったのも、口頭での説明はわかりづらいと思いますが、第2回の環境委員会の資料の中でフロー図は載っていますので、こちらでご確認くださいと思っております。

質問9. 表1)平成30年月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況について

1 平成30年10月の1号炉の焼却日は10/7～10/12、10/16日～10/31と記載されているが、3日後に再起動した理由は。

2 炉起動するときの灯油使用量は以下のとおりと認識しているが、燃料費と二酸化炭素量が不明である。量を回答してほしい。

【回答】

平成30年月別ごみ搬入量及び焼却量の操業状況についてです。

1番の回答になります。先ほど操業状況の報告でも少し触れておりますが、その説明になります。10月11日に1号炉の誘引送風機自動制御基板が故障いたしまして、手動に切りかえまして12日に埋火しております。その後、基板を交換いたしまして16日から焼却を開始しております。

2番の回答になります。灯油使用量ですが、平成28年度、29年度は基幹改良によります炉の乾燥だきといたしまして、炉の中のれんが等を変えた場合、中を乾燥させるために灯油で温めます。それを乾燥だきといたしますが、それによって1炉当たり約10キロリットル多く消費しております。したがって、通常より使用料がふえてございます。なお、燃料費につきましては、下の表に年間の購入量で記載してございます。また、二酸化炭素排出量は、直接測定してございませんので、年間使用料の換算値で記載しております。

この表の中で1つ誤りがありますので、訂正をお願いします。一番右側の二酸化炭素排出量の単位が(kg)になっておりますが、これが(t)の間違いです。申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

【質疑応答】

[乙委員]	回答を見ると、H28年とH29年で1炉当たり約10キロリットル多く消費しましたと書いてありますが、それ以前のH26年は41キロリットル、H27年が44キロリットルと記載されています。説明と合わないのですが。
-------	---

[甲委員]	ご質問ですが、立ち上げ回数がその年によって異なりますので、年間使用量だけ見ていただいても比較できないと思います。立ち上げ回数が多い、少ないで、1回の使用量変わってきますので、その辺をご考慮いただければと思います。
[乙委員]	言っていることが理解できません。わかるように説明してください。
[甲委員]	年間の使用量は、単に立ち上げ回数で割っている数字でH28年、H29年が多いというご質問だと思います。H28年、H29年の年間使用量を例えば28年は49.19トンですので、それから10トン引いていただいて、それを立ち上げ回数で割っていただくと、ほかの年度とそれほど変わらないかなと思っております。
[乙委員]	そうですか。H29年度が40.57キロリットルですが、ここから10キロリットルを引けばいいの。
[甲委員]	そういうことです。
[乙委員]	そうすると、30になってしまう。30割る12だと2.5ではなると思うが。
[甲委員]	灯油の使用量につきましては、立ち上げが夏と冬で異なりますので、その辺単純に1回の使用量が多い、少ないという検証はできないのかなと考えております
[乙委員]	言っている意味がよくわからない
[甲委員]	ちょっと技術的なことなので、結構難しい話かなとは思っていますが。
[乙委員]	1回ごとの灯油の使用量があるわけですね。例えば10リッターかかったとか。その累積がこの年間使用量になるわけですね
[甲委員]	そうです。
[乙委員]	そうしたら、平均があって、質問の表のℓ /1m ³ で記載している数字になるのではないですか。
[甲委員]	それでは、調べて次回報告いたします。

質問10. 印西地区環境整備事業組合HP環境委員会だよりの平成30年度第1回環境委員会「その他の資料」のデータ差し換えについて

【回答】

10番目についてはお詫びをいたします。申しわけございません。印西地区環境整備事業組合ホームページ、環境委員会だよりの平成30年度第1回環境委員会、その他の資料のデータの差し換えについて、平成30年度第2回環境委員会の指摘に基づいて一度削除され、資料7というのが再掲載されたというようなことで、その差し換えを行った事実が表示されていない。このような事実は看過できない。組合はどのように考えているのかということですが、まずはその資料7というもので、本来は住民側委員からの質問事項を掲載すべきものを、その質問事項を決める会議の内容と一緒に掲載してしまったということでございます。まず、それにつきましては大変申しわけございませんでした。

今後につきましては、きちんと質問事項は質問事項、住民側からいただいたもので掲載していいもの、悪いものというのはきちんと判断をして対応したいと思います。また、変更にする場合は、どうして変更したかということホームページ上でわかるように、今後説明を加えて訂正をしていきたいというふうに考えておりますので、申しわけありませんが、今後は、訂正がないように心がけていきたいと思っております。

【質疑応答】

[乙委員]	ホームページで、ちゃんと修正されたことを確認していますからいいです。
-------	------------------------------------

議題(5) 平成30年度第2回環境委員会質問(未回答)事項について

1番目の表6中の不検出はNDに訂正をさせていただいております。

2番目の焼却灰の処分先を9月から変更したので、経費の比較を示してほしいということです。記載のとおり、外部へ搬出した場合と最終処分場へ埋め立てた場合との1年間の経費を掲載し、比較しています。外部へ搬出した場合はH29年度の実績になります。処分場へ埋め立てた場合はH31年度の見込みの数字です。これを比較していただければと思っております。なお、H30年度につきましては途中から最終処分場へ変えたので、比較するには適切ではない判断で、H29年度とH31年度を比較しています。差額といたしましては、約1億5,000万円の経費的な減になります。

また、処分場の利用可能期間ということで、全量埋め立てた場合は60年と聞いていることでしたが、前回40年ということでご説明をさせていただきました。こちらは全量を処分場へ埋め立てたということで、焼却残渣、不燃残渣を約3,200立方メートル、それから覆土を1,000立方メートル、合計で毎年約4,200立方メートルを埋め立てていくという計算で推計したと数値です。表は掲載していませんが、そういう計算で推計をいたしました。

3番目の1号炉の運転の指針を立てたらどうかというご質問ですが、1号炉につきまして、運転指針は特別に定めていないという状況でございます。その中で、運転方法につきましては炉のメーカー、委託をしている運転管理会社と日常的に連絡を取り合っております。また、毎月定期的に業務連絡会議を設けて、運転状況を踏まえて、翌月の運転計画を立て、運転管理会社と調整をしているという状況でございます。

4番目の質問の回答につきましては、今回の住民側からの質問と同様の内容ですので、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

[事務局] それでは、以上をもちまして平成30年度第3回環境委員会を閉会いたします。

本日はお忙しい中ありがとうございました。